

第1回さいたま市再犯防止推進協議会 議事録

日時	令和4年10月24日(月) 14時～16時30分
場所	大宮区役所 2階 大会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>沢崎 俊之 埼玉大学 名誉教授 平原 興 埼玉弁護士会 弁護士 小林 昇 さいたま大宮地区保護司会 保護司 柴崎 八重 さいたま浦和地区更生保護女性会 顧問 白石 宏行 白石工業株式会社 相談役 清水 義恵 更生保護法人清心寮 理事長 辻本 俊之 NPO 法人埼玉ダルク 施設長 木内 英雄 埼玉県地域生活定着支援センター センター長 利根川 善次 青少年育成さいたま市民会議 補導委員会 委員長 鈴木 陽子 さいたま地方検察庁 総務部 検事 上野 成雄 さいたま保護観察所 次長 村上 儀浩 川越少年刑務所 総務部 調査官 佐々木 彩子 さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官 佐々木 陽介 東京矯正管区 更生支援企画課 課長 加藤 美幸 浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 直井 将成 埼玉県警察 さいたま市警察部 総務課 企画補佐官 吉野 博之 さいたま市社会福祉協議会 事務局長 並木 恵美子 さいたま市民生委員児童委員協議会 理事</p> <p>【事務局】</p> <p>齋藤 貴弘 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 課長 木村 諭 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 課長補佐 松本 憲俊 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係 主査 藤倉 泰喜 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係 主任 内野 篤 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係 主任</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課 職員2名</p>

配布資料

- ・ 第1回さいたま市再犯防止推進協議会 次第
- ・ 資料1 さいたま市における附属機関等の会議の公開について
- ・ 資料2 さいたま市再犯防止推進協議会 委員名簿
- ・ 資料3 第1回さいたま市再犯防止推進協議会 席次表
- ・ 資料4 さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱
- ・ 資料5 さいたま市の再犯防止の進捗状況について
- ・ 資料6 令和3年度さいたま市再犯防止推進計画進捗管理表

1 開会

事務局 資料1に基づき説明。

- ・ 会議の公開について

2 委員の御紹介

事務局 資料2、資料3に基づき説明。

3 議事

(1) 令和3年度さいたま市の再犯防止の進捗状況について

事務局 資料5、資料6に基づき説明。

- ・ さいたま市再犯防止推進計画
- ・ さいたま市再犯防止推進協議会
- ・ さいたま市再犯防止推進計画各事業の進捗状況
- ・ さいたま市の広報・啓発活動等
- ・ 犯罪をした者等に関わる取組事例

佐々木委員（東京矯正管区）

当管区は、資料の中にあつたとおり再犯防止の広報・啓発活動について、さいたま市と連携して行っています。例年7月は「社会を明るくする運動」と同様、再犯防止推進法に基づく再犯防止啓発月間となっており、当管区としても独自に広報活動を強化して実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により接触型の広報活動が控えられている状況の中では、動画やホームページ等の非接触型の啓発活動が有効であると考え、本年度はさいたま市に依頼して各大型ビジョンや各区役所に設置している電子掲示板を利用し啓発動画を放映しました。この動画放映については非常に広報効果が高いと考えており、法務省東京矯正管区として引き続き連携していただきたいと考えております。また、再犯防止啓発動画については、現在、通年使用できるものを作成中です。

柴崎委員（浦和地区更生保護女性会）

保護司もしている地元の公民館の館長が、さいたま市再犯防止推進リーフレットを公民館に置くために欲しいとのことでした。また、自治会でもリーフレットが欲しいという声がありました。皆さん興味を持たれていました。

上野委員（さいたま保護観察所）

広報・啓発の関係で、本年10月初めに、中央区でコミュニティ協議会の会議がありました。この協議会に所属している保護司の方から、出張講座で30分話して欲しいという依頼を受けましたので、更生保護や再犯防止の話などをしました。会員の方が100名程度集まりましたが、さいたま市再犯防止推進リーフレットを全員に配りました。

平原委員（埼玉弁護士会）

市の報告について質問があります。1点目は、資料6の事業番号3「さいたま市若者自立支援ルームにおける取組」について、令和3年度の実績として、利用者のアンケートで「自立に向かっている」と回答した人の割合が64.3%、「利用登録者のうち、自立に向けステップアップした人」が88人とのことですが、具体的に利用者は全体で何人か伺います。また、64.3%から残されている方について、どんな事情があったか等、うまくいかなかった場合についての分析や次年度につなげていくために検討をされていることを伺います。

2点目は、事業番号14「包括的な支援体制の構築に関する取組」について、支援者側・当事者側としては、どの窓口へどのような相談をすればよいか非常に難しいところがあります。そこで、例えば、具体的にどのような相談が窓口であったのか紹介いただけると周知の際に役立ちますので伺います。

3点目は、事業番号39「生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組」について、目標を上回る成果とのことですが、教室参加者の出席率とは、どのような数字なのか伺います。

事務局

2点目の質問「包括的な支援体制の構築に関する取組」について、相談内容が項目として多かったものをご紹介します。生活困窮者自立支援法に係る事業の窓口も兼ねていますので収入や生活費に関する相談や病気・健康・障害についての相談が多くありました。また、複合的な課題を抱えている方は多く、複数項目の課題を抱えている方は、昨年6月から3月までの実績として相談総件数1095件中323件で

した。つなぎ先として最も多かったのは、生活困窮に関する課題として、福祉課につないで対応したケースでした。また、高齢介護課につないだというケースもあり、相談内容に応じて必要な窓口につないでいます。

3点目の質問「生活困窮者の子どもの学習支援における取組」について、成果等にある出席率とは、出席が可能であった日数に対する実際の出席日数の割合となります。

また、1点目の質問「さいたま市若者自立支援ルームにおける取組」については、オブザーバーとして出席している青少年育成課が所管しておりますので、発言させていただきますのでよろしいでしょうか。

沢崎会長（埼玉大学）

では、お願いします。

青少年育成課

質問の1点目「さいたま若者自立支援ルームにおける取組」についてお答えします。まず、全体の利用者についてですが、市内2か所で事業を運営しており、年度によって若干の違いがありますが、30人から40人弱くらいの新規利用者を受け入れています。また最終的な就学や復学を達成して卒業される方もいますので、100人程度の方が毎年利用しております。

様々な状況の方が利用しており、全員が就学や復学という最終ゴールに結びつくわけではございませんが、それぞれの段階でステップアップできたという方が、令和3年度の実績ですと約9割弱ほどいらっしゃると思っています。

また、資料6にある「自立に向かっている」と回答した方の割合が約65%となっておりますが、こちらは翌年度も継続して利用されるという方を対象に、1年間を振り返ってどうだったかという内容のアンケートを取っています。その中で、やる気が湧いてきた、次の目標に向けて頑張ろうという気持ちを持たせたと回答した方の割合となります。

一方で、そうした回答が無かった方に対しては、個別に丁寧にかかわっていく中で、その方にあった支援の方法や相談体制を検討しながら、次年度のプログラムを立てていくことで、少しでも成果につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。

清水委員（更生保護法人清心寮）

再犯防止推進計画における支援の中で自立に向けて難しいのは居住支援・住宅問題です。事業番号12「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進に関する取組」の中にセーフティネット住宅の登録制度について記載がありますが、

セーフティネット住宅の対象者への支援状況や利用状況、アクセスするための窓口等、具体的にどのように運用されているのか教えていただきたく思います。

事務局

セーフティネット住宅は、貸出しをする人が埼玉県に登録し、県の方から住宅確保要配慮者に対して住宅情報の提供を行う流れとなります。また、居住支援協議会というものがございまして、埼玉県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会の埼玉県本部といった不動産関係や埼玉県社会福祉会などで構成されており、これらの関連団体が連携しながら入居支援を行っております。さいたま市でも、さいたま市居住支援協議会を設立しており、住宅政策課が中心となって民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けて取り組んでおります。

(2) 国・民間団体等の動向について

沢崎会長（埼玉大学）

国・民間団体等の動向について、本協議会の設置目的である委員相互の情報共有を図るため、再犯防止に関する取組や昨今の動向等をお話ください。

平原委員（埼玉弁護士会）

埼玉弁護士会が実施している社会復帰支援委託援助制度は、予め弁護士会が社会福祉士等の支援を受けられることを要件に指定したシェルターでの一時入所支援という位置付けになります。出所直後の帰住先がない被疑者・被告人が対象で、住居費用ではなく、入所後支援に関わる弁護人と社会福祉士等の専門職への委託契約費用を弁護士会が援助する制度です。シェルター所在地は、さいたま市内では1団体、県内では所沢と東松山に1団体ずつ指定しています。

さいたま市における利用状況と利用者層について、令和3年度の実績としては、25件申込みがあり、キャンセル2件を除いた23件で専門職による面接を実施しました。その後、日程調整がつかなかった2件と面接後に辞退された5件を除き入所可としたのが16件、そのうち釈放されなかった1件を除いた15件を支援しました。

利用者の概要ですが、年齢層は50・60代の方が多い傾向で各7名、65歳以上に限ると7名です。犯罪類型別では、窃盗や詐欺、占有離脱物横領、住居侵入等で、生活困窮や経済的な事情を支援する制度のため財産犯が多い状況です。また、最近では支援にあたってマイナンバーの問題、携帯電話取得の問題、賃貸物件契約の問題によって、社会的な生活基盤を整えるのに時間がかかっている状況です。

課題としては、生活保護の申請をどこで行うかという問題、地域生活定着支援センターの被疑者等支援業務との調整及び研修などを行って制度利用を活性化する

こと等があると考えます。その他、子ども弁護士ホットラインや高齢者・障害者を対象にした電話相談等については、令和3年度も継続して行いました。

小林委員（大宮地区保護司会）

保護司会では、「社会を明るくする運動」について、これまで新型コロナの影響で実施できない状況でしたが、今年は11月に実施し広報活動を行う予定です。

また、大宮保護司会では、小中学校に「社会を明るくする運動」に関するポスターを募集し、優秀作品がこの大宮区役所の1階に展示されています。

柴崎委員（浦和地区更生保護女性会）

私たちは明るい環境づくりを目指すということで非行の予防や再犯防止に関する活動をしており、最近特に子育て支援に重点を置いています。コミュニティスクールでは、PTAの方や民生委員の方など地域で様々な活動をしている方が参加し、学校運営を中心に地域でつながりが生まれています。地域で見守りをして欲しいと学校側から要望がありますので、更生保護女性会としても、非行に走る子が出ないように、優しい見守りが大事であると思いながら活動しています。

白石委員（白石工業）

協力雇用主の数が相当増えており、私の会社でも今年は10月までに5名を受け入れました。雇用の受入れは一部執行猶予の薬物犯が多く、再犯に至る方も多いのが現実ですが、再犯をせずに頑張っている者もいます。薬物犯の方の更生が必ずしも難しい訳ではないと感じています。また、近く2名ほど受け入れる予定です。仕事の面白さを実感したり、仕事仲間ができたりすれば、長く続けていけるのではないかと思います。

清水委員（清心寮）

息の長い支援ということで当法人で実施している訪問支援についてお話しします。保護観察所の委託を受けて、去年の10月から、モデル事業を実施して1年が経ちました。対象は、更生保護施設から退所した身寄りのない者等です。1年間で申し出のあった約40人を対象に、訪問支援を実施しています。年代は20代から80代までで、毎月訪問し、一緒に病院に同行する場合や不動産業者に一緒に行く場合があります。1年を経過しましたが、再犯に至った方はいません。1年経過し委託期間が終了しますが、法人としては今後も関わり続けなければならないと考えています。関係機関からもご支援をよろしく願いいたします。

辻本委員（埼玉ダルク）

ダルクという施設は、薬物依存症の人たちの治療やリハビリをする場所です。ダルクでは、薬物をやめるための支援と生活支援を行っています。金銭管理を支援するほか、1日に3回のグループセラピーを行っています。3ヶ月経てば1人で行動できるよう、1年近く経てば仕事を始められるよう支援します。そして、仕事が安定してきたら退所時期となります。ただし、合併症を抱えている人は、もう少し時間をかけて軽い仕事から始めてもらうようにしています。現在7名が入所し、20名が通所しています。

また、相談事業も行っており、電話相談が年間800件程度で、来所相談が年間170件程度あります。他にも、刑務所、保護観察所、病院、学校などで行われる薬物乱用防止の講師として、年間を通じて活動しています。また、入所者の9割が生活保護を受けています。生活保護の場合、住所地で保護申請をしますが、留置場からダルクに入所する人にとっては、留置場に入る前の住所地で申請する必要があることから生活保護の申請が困難です。今後の検討課題としてお願いしたいと思います。

木内委員（埼玉県地域生活定着支援センター）

埼玉県地域生活定着支援センターは、令和4年から被疑者等の支援業務を行っています。利用者は高齢者が多く、住居の確保が非常に大変です。また、なんとか一人暮らしができたとしても、誰かがしっかりと見守りをしていけないと社会生活を送ることは難しいのが現状です。一方、障害者の人は数が少ないのですが、児童養護施設に居た方が多くいます。また、軽度の知的障害を抱えているような方が最も困難となるのは就労です。就労が困難な利用者については、安心して戻ってくることができ、また再チャレンジができて、自分の能力に見合った体験を積み重ねながら次に進んでいってもらえるような支援を続けています。

また、国は、包括的支援・重層的支援体制という方向性を示していますが、その場合には、自分で相談に行けないひきこもりや摂食障害等の人たちを断らない相談窓口を作っていただき、つなぎ先については病院や福祉施設になるかと思います。また、その場合にはアウトリーチの視点が必要で、通所は難しいというのが実感です。相談支援では、そういった問題意識をもって日頃から取り組んでいます。

利根川委員（青少年育成さいたま市民会議）

青少年育成さいたま市民会議は、さいたま市の中で67地区会があります。主に小中学生の登下校時の防犯活動を行います。また、青少年健全育成を目的にいじめに関わる取組も行っています。それから大宮駅周辺の環境浄化や、大宮・浦和・岩槻などの祭りにおける巡回も行います。犯罪の未然防止のため一同活動しています。

鈴木委員（さいたま地方検察庁）

検察庁では刑事政策総合支援室において、出所後の生活支援等についての対応を一元的に行っています。具体的には警察官からの申し出や相談を受けて、不起訴となる見込みの被疑者の方や公判で執行猶予が見込まれる方の釈放後の生活上の困難について、どういった支援が必要かを考えるとともに、関係機関につなぎます。また、福祉や更生保護に関しては、専門ではないこともあり、社会福祉士の方にアドバイザーとしてお願いしていますが、それでもなかなか足りないところもあると思います。今後も皆様からのご指導をいただければと思います。

上野委員（さいたま保護観察所）

国の次期再犯防止推進計画の検討状況及び更生保護地域連携拠点事業についてお話いたします。

まず、国の次期再犯防止推進計画については、再犯防止推進法及び再犯防止推進計画で、5年ごとに見直すことになっていますが、今年度で5年目になるため、来年度からの新たな計画について法務省で検討が進められています。計画における重点事項としては、「個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援の実現」、「支援の実効性を高めるための相談拠点及び地域の支援連携ネットワーク拠点の構築」、「国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固にすること」が基本的な方向性として示されているところです。

この息の長い支援や相談拠点の構築につながるのが更生保護地域連携拠点事業です。本年10月1日から始まり、地域支援コーディネーターを各地域に配置し、連携の拠点となりネットワークを作るという事業です。刑務所等から出所した人については、6ヶ月間、最長で1年間は緊急更生保護という形で保護観察所でもかわりを持つことができますが、その後、その地域で生活していく中で、必要な支援になかなか結び付かないということが課題となっています。そこで、この事業を始めることになりました。具体的には、住居・就労・医療福祉等の支援をする団体のネットワークを各地域に作り、刑務所から出てきた人などで複合的な要因により多様な支援が必要な方を対象に、その人その人の困りごとに応じた支援をすぐに結びつけるような体制を整えていきます。埼玉県内では、まず2ヶ所の重点地域を定め、今年度はネットワークを構築したいと考えています。コーディネーターの役割としては、支援の地域ネットワークを構築していくこと、ネットワークに参加する支援団体への支援を行うこと、さらに、支援活動に同行するといった直接的な支援も行うこととしています。

村上委員（川越少年刑務所）

若年受刑者ユニット型施設の矯正処遇は、少年院で勤務する法務教官等の知見を

活用し若年受刑者に教育していくというものです。処遇の対象者は、検察官送致となった10代の少年受刑者と20歳以上26歳未満の若年受刑者です。懲役受刑者は基本的には懲役作業と言われる作業を行っていますが、このユニット型の矯正処遇では、少年院の矯正教育の手法や知見を活用しています。午前はホームルーム等の改善指導や教科指導、午後は出所後の仕事先を見つけるための職業訓練や資格取得のための訓練等を行います。居住する生活空間や、作業・職業訓練を行う場所は、他の受刑者から独立しています。また、対象者は小集団に分けられ個別担任制を設け、日記指導や個別面接を通して、本人と職員が向き合っただけで処遇します。現在、男子受刑者は川越少年刑務所で定員30名の2つのユニット、女子受刑者は美祢社会復帰促進センターで定員20名の2つのユニットで実施しています。職業訓練については、川越では農園芸作業とCAD技術、美祢ではレセプトのデータ入力作業と介護福祉を行います。教科指導については、タブレット学習を取り入れ基礎学力向上や高卒認定試験のための指導等を行っています。

3年後には、これまでの懲役刑が拘禁刑に変わります。この川越少年刑務所で始めている若年受刑者ユニット型処遇は、懲役作業を行わない、または懲役作業だけではなく改善指導も取り入れた処遇の形として、先進的に取り組んでいます。今後またこの場をお借りしまして成果等を発表できればと考えます。

佐々木委員（さいたま少年鑑別所）

広く地域住民の方々から、非行や犯罪に関する心理相談を受け付ける「非行防止相談室ひいらぎ」をご紹介します。法務省で心理職や教育職として採用され非行少年や受刑者の心理的なアセスメントやカウンセリング等を行ってきた職員が、少年鑑別所で地域住民の非行や犯罪に関する相談に応じています。

また、当所では非行や犯罪の防止に関する支援を3段階に分けて考えています。一次的支援は、非行の未然予防を目的として、例えば小中高の学校から依頼を受けて非行防止教室を行ったり、保護司、警察学校等からの依頼により講義を行っています。二次的支援は、少年鑑別所に来るほどではないが放置しておけないような事例への支援をします。親子で外来してもらい、親と子どもそれぞれ別の担当者が面接を行った後、最後は皆で集まって、内容を共有するといった方法で支援等を行います。また、性、暴力、窃盗等の問題に対するワークブックを法務省で作成しており、効果的だと思われる場合は、このワークブックによる支援も行っています。三次的支援は、すでに非行・犯罪をしてしまった方が再非行・再犯をしないように支援をします。例えば、検察庁からの依頼で認知症が疑われる方のスクリーニング検査や意見交換を行ったり、保護観察所からの依頼で保護観察官や保護司が対象者と面接する場に同席し、第三者の立場から一緒に考えていくといった支援をします。最近では新型コロナの影響から電話やウェブ面接等も積極的に導入して対応するよう

にしています。

最後になりますが、電話相談において、さいたま市再犯防止推進リーフレットが役立っています。心理相談の中で話を聞いてみたところ、非行・犯罪以外の部分で、例えば雇用の問題が大きいと思われる場合など、リーフレットの一覧表を参考に案内しています。

佐々木委員（東京矯正管区）

2点お話いたします。1点目についてです。昨年、刑務所出所者や少年院を出た人の立ち直りを地域の方々と一緒に考えていくため、関東更生支援ネットワークという組織を作りました。今年度はセミナーを2回開催し、メールマガジンを配信するといった活動をしました。本年9月末現在、200を超える団体・個人の方々に会員となっていただいております。今後は、矯正施設の見学についても、新型コロナ等の状況を見極めつつ各施設と協議しながら実施していきたいと思っております。

2点目は、再犯防止推進計画の管内策定状況についてです。1都10県の関東甲信越静岡地区では、当管区の調べで9月末時点で93の自治体が計画を策定している状況です。また全国では、令和4年4月1日時点で、323の基礎自治体において計画が策定されている状況です。現在、国の次期再犯防止推進計画が検討されていますが、国・地方自治体・民間協力者の連携をさらに強固にすることが重点事項として盛り込まれる予定です。当管区としても、広報に限らず、様々な方面において積極的に連携強化を図っていきたいと考えます。

加藤委員（浦和公共職業安定所）

私が所属する専門援助部門は、主に障害者の方や生活保護受給者の方などの相談を行っており、刑務所の出所者担当は2名います。昨年は清心寮などと交流ができていましたが、今年は新型コロナの影響から、相談訪問が中止となることも多く、支援が難しい1年でした。刑務所の出所者については、ハローワークからの紹介ではなく、自己就職される方が増えているという認識を持っております。職業相談では、何回か相談を重ね、ご本人の希望を詳しく聞いて把握した上で、求人票を提示できれば良いのですが、新型コロナの影響で難しい部分があるというのが現状です。今後も新型コロナの感染状況を確認しながらの支援となりますが、早くコロナが収束して、足繁く相談ができるような環境づくりをしたいと考えています。

直井委員（埼玉県警察さいたま市警察部）

議題(1)の取組事例にありましたが、警察は、触法通告や検挙をすることに比べて、その後の再犯防止等の取組においては関わるところが少ないと感じます。一方で、再犯防止推進計画にある非行の防止等への取組は行っているもので、そういった

中でお力添えできればと考えます。今日のお話を聞いていても、やはり初犯に手を染めさせないことが重要だと改めて認識したところです。

吉野委員（さいたま市社会福祉協議会）

社会福祉協議会では、高齢者や障害者の方が地域で安心して暮らせるように地域の方々と連携を図りながら様々な事業を展開しています。さいたま市内の 52 地区に地域福祉コーディネーターを配置して、地域の課題について問題解決に努めていますが、その際に再犯防止のリーフレットを利用しながら関係機関と連携強化を図っています。

また、国の事業として、新型コロナの影響を受けて収入が著しく減少した方に対する緊急かつ一時的な生活資金の貸付事業の申請受付を当会で令和 2 年度から行っていました。本年 9 月で終了しました。来年 1 月からは、その償還が始まり、その業務を当会で行います。

並木委員（さいたま市民生委員児童委員協議会）

民生委員は、各地域において、住民の困り事などを行政につなぐパイプ役として活動しています。高齢者の方が増え、業務として高齢者世帯の見守り支援や所在調査がありますが、新型コロナの影響で調査ができていません。また、高齢者への支援については、認知症の方が増えていますが、そういった方も地域で皆と一緒に過ごせるようサロン活動をしています。私は、これまで地域の中で犯罪をした方が困っているという相談を受けたことはなかったのですが、今後も再犯防止についての知識を得て、地域の中で支援に役立てていきたいと思っています。

4 閉会